平成２４年（フ）第２００号
山梨県中巨摩郡昭和町西条554番地１　サンシャイン有泉301号
債務者　石川　秀男
１　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　　恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
山梨県富士吉田市旭２丁目６番９号
債務者　米山　康親
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　高晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
山梨県都留市平栗1012番地29
債務者　堀田慶三郎
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
神戸市長田区四番町３丁目３番地市住41―405号
債務者　横山　皖子
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬合　彩子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３号
秋田市御所野下堤１丁目５番５号
債務者　小野　　誠
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７号
秋田市新屋田尻沢東町１番12号
債務者　梅崎サダ子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊口　祐一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
秋田市新屋日吉町31番10号
債務者　利部　　暁
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1000番地
債務者　伊藤　武敏
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目11番16号
債務者　藏本敬一郎
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井希千与
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３９６号
大阪市西淀川区出来島２丁目７番20号楓荘26号室
債務者　芦田　　均
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８６号
大阪府高槻市塚原２丁目13番１―202号
債務者　瀧下　　洋
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　洋史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７号
北海道登別市鷲別町４丁目22番地13
債務者　福士　倪子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高村　真人
４　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８５号
北海道上磯郡知内町字小谷石189番地１
債務者　剱地　俊一
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８６号
函館市山の手３丁目56番46号
債務者　浅沼　　勉
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
岐阜県大垣市津村町１丁目１番地
債務者　吉住　弥生
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
山口県宇部市開１丁目７番10―103号
債務者　金澤　正人
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５２号
山形県米沢市中央６丁目１番146号　栗子荘101号室
債務者　篠川千代子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６８号
山形県米沢市東大通１丁目１番136―１号
債務者　阿部　万里
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山形地方裁判所米沢支部